【諮問案件】

旭川市立地適正化計画の見直しについて

1. 旭川市立地適正化計画について（H30策定）
2. 旭川市立地適正化計画策定から今年度までの主な動きについて
3. 旭川市立地適正化計画の見直し方針について
4. 今後のスケジュールについて

1-1【現行】立地適正化計画の策定に至った背景

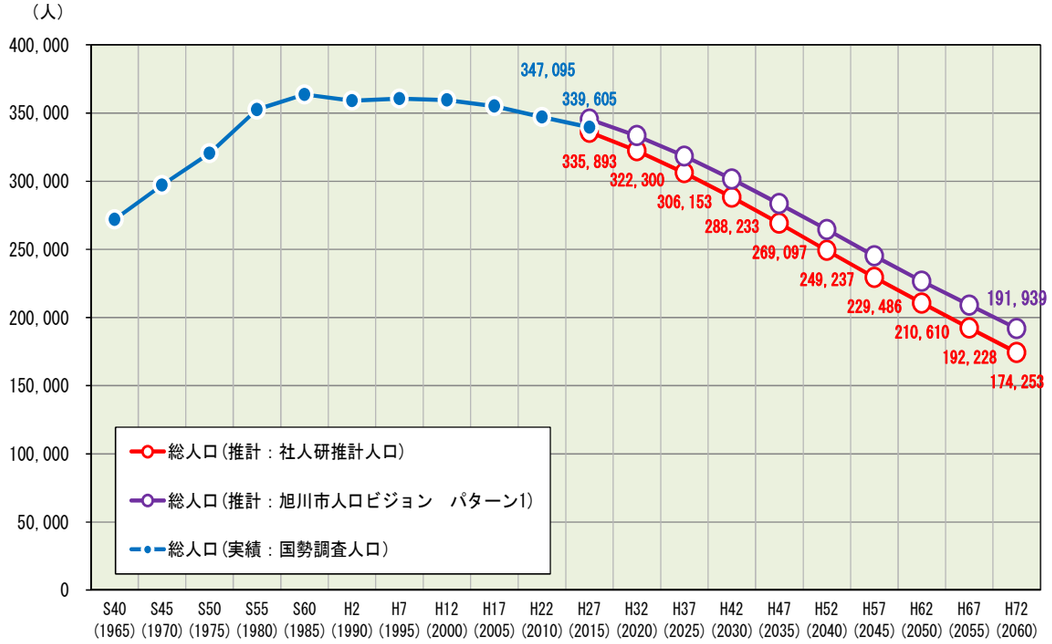

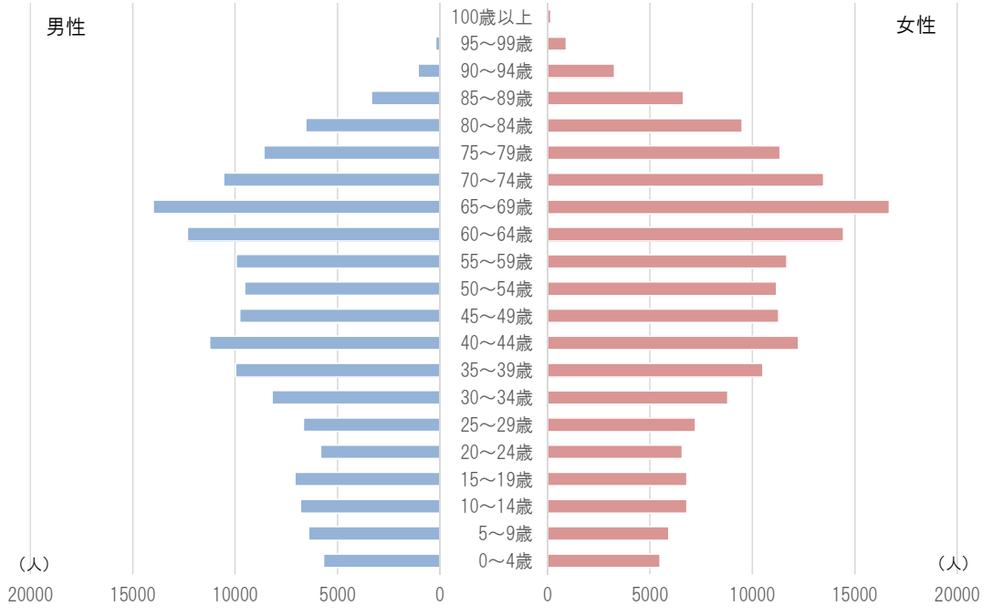

課題

今後急速に人口減少や少子高齢化が進むと見込まれている

問題

- 地域コミュニティの衰退
- 経済活動の低下
- 財政状況の悪化

➡都市の活力や公共サービスの質を維持する上で深刻な影響が生じることが予想される

目指す方向

旭川市都市計画マスタープラン上の都市整備の目標
「持続可能で安心快適なまちづくり」

将来を見据えた都市機能を維持しつつ，誰もが安心で快適な生活環境の形成を目指す

平成30年に「旭川市立地適正化計画」を策定

コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを推進するため，旭川市都市計画マスタープランの一部として策定

1-2【現行】コンパクトなまちづくりに向けた問題点と目指すべき方向

人口減少に伴う問題とその対応

① 生活利便施設利用者の確保が困難となり，閉店したり郊外に移転する等して，周辺住民の生活が不便になる

➡ 一定圏内における居住人口の集約化を図り，生活利便施設の集積等を維持する

② 公共交通利用者が減少し，路線維持が困難になり減便や廃線となり，自家用車を持たない人たちの移動手段の確保が困難になる

➡ 公共交通の効率的な活用を図る

③ 中心市街地において，大型複合商業施設や中核的な病院等が撤退し，都市全体の活力が低下する

➡ 中心市街地において，魅力ある都市機能の集積を図り，利便性の高い交通結節点を生かし，多くの人が集まりやすい環境の整備を進める

④ 草刈，除雪，修繕等の管理が不適切な空き家や空き地の増加することで，不審者の侵入や冬期通行の妨げになり，防犯面や快適性が低下する

➡ 空き家や空き地等の既存ストックを有効活用しながら，まとまりある居住環境を形成する

⑤ 税収が減少し歳出が増大することで，公共施設の維持管理費が少なくなり，除雪水準が低下したり公共施設等の管理が不十分になる等行政サービスの質が低下する

➡ 公共施設等の集約化等を図り，人口規模に見合った効率的な都市構造への転換を図る

1-3【現行】都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針

目指す都市像

- **誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市**
- **北北海道の都市活力を牽引する都市**

基本方針

- **都市機能に関する方針**
  - **身近な生活圏における暮らしやすい拠点の確保**
    - ➡ 地域核拠点（次頁参照）における日常生活に必要な都市機能や公共交通の利便性を維持
  - **高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成**
    - ➡ 中心市街地における既存ストックの有効活用及び高次都市機能の維持・集積を誘導
- **居住に関する方針**
  - **利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成**
    - ➡ 利便性の高いエリア（地域核拠点周辺・基幹的交通網沿道）に集合住宅の立地や宅地開発等を誘導し，人口密度の高い居住地を形成
  - **安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保**
    - ➡ 災害による被害が特に大きいと想定される区域について，住民の安全性や快適性を確保するため，長期的な視点に立ち都市の骨格となる居住地に誘導
- **公共交通等との連携**
  - **拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築**
    - ➡ 中心市街地及び高次都市機能と各地域各拠点や周辺自治体を結ぶ，サービスレベルの高い公共交通ネットワークの形成

地域核拠点とは

◆ 各地域に形成されている地域商業地周辺を中心に，地域の成り立ちや生活利便施設の集積状況，路線バスの運行状況等の地域特性等を踏まえ設定した，地域の核となる拠点

◆ 拠点分類

■ 中心市街地

- 役割　中心拠点，広域拠点
- 該当地域核拠点　中央，神楽

■ 地域核拠点（一般市街地型）

- 役割　生活拠点
- 該当地域核拠点　永山，豊岡，東光，東旭川，緑が丘，神居，北星，春光台・鷹の巣，春光・末広

■ 地域核拠点（郊外型）

- 役割　地域コミュニティ拠点
- 該当地域核拠点 西神楽，東鷹栖

都市機能誘導区域

■ 位置付け・役割

多様な都市機能や交通結節機能が集積している中心市街地の活性化を図り，旭川市全体の都市活力の向上に寄与するエリア

■ 誘導内容

高次都市機能を中心に必要な都市機能の維持・集積を誘導するエリア

■ 該当エリア

中心市街地（中央地域核拠点，神楽地域核拠点）

■ 維持・集積を誘導する都市機能（主なもの）

① 集合住宅（中高層）
② 市役所
③ 中核的な病院
④ 大型複合商業施設（10,000m2以上）
⑤ コンベンション施設・大規模ホール施設
⑥ 多世代交流型複合施設
⑦ オフィス
⑧ ホテル・旅館

居住誘導区域

■ 位置付け・役割

人口密度の高い居住地の形成を図るエリア

■ 誘導内容

①集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発を誘導するエリア

②日常生活に必要な都市機能の維持を図るエリア

■ 該当エリア

①中心市街地及び地域核拠点

②中心市街地及び地域核拠点周辺の徒歩圏内(約300m以内)

③基幹的交通網沿道の徒歩圏内(約300m以内)

■ 除外エリア（主なもの）

①市街化調整区域

②引き続き工業・流通を主体とするエリア（工業専用地域・工業地域等）

③災害の被害想定が特に大きいエリア（浸水深5m以上の浸水想定区域，土砂災害特別警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域）

④良好な住宅市街地の形成を図るエリア（第１種・第２種低層住居専用地域，地区計画区域）

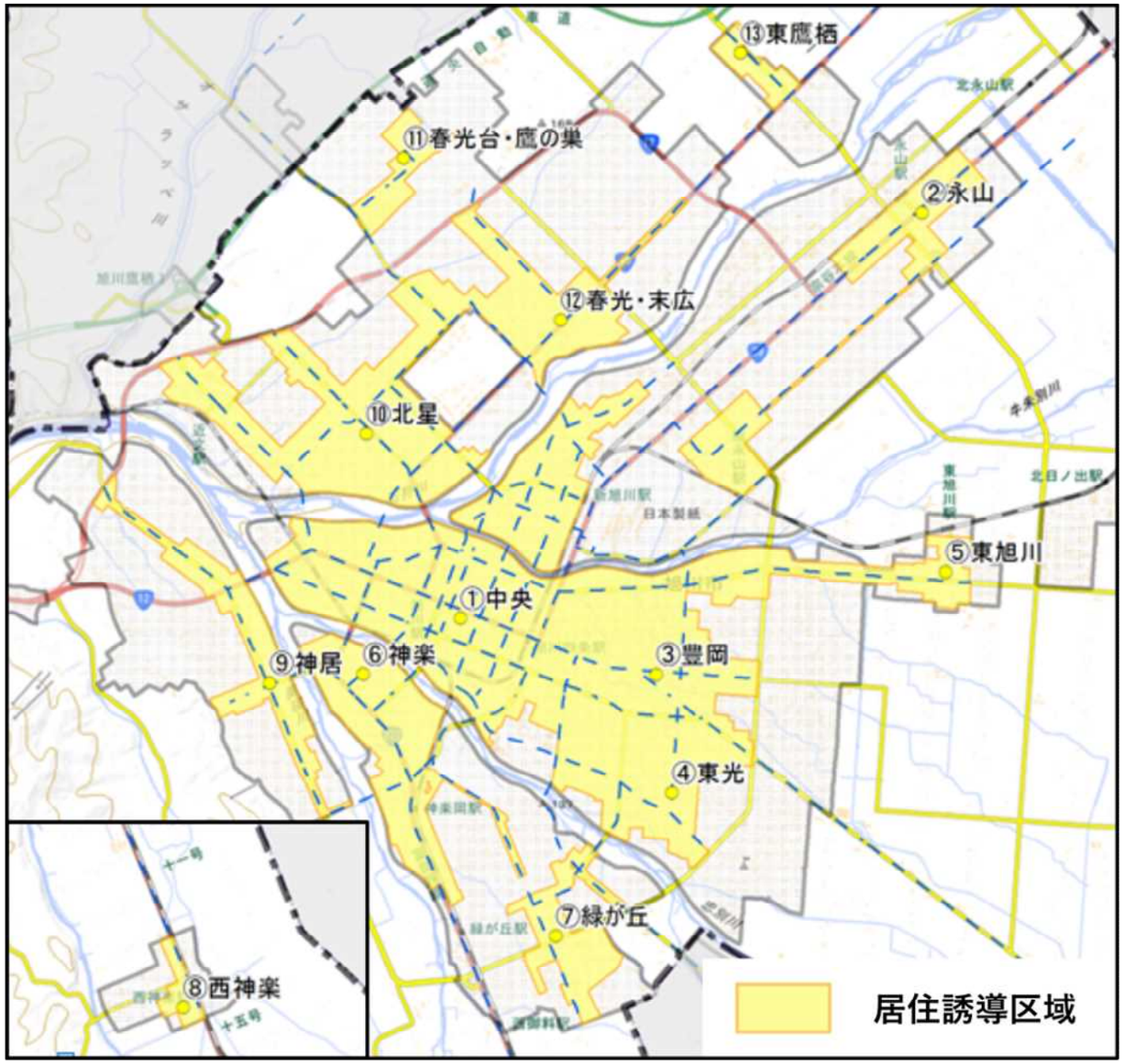

誘導施策

◆ 都市機能誘導区域

■ 財政・金融・税制上の支援措置

市街地再開発事業，優良建築物等整備事業等による財政支援

■ 都市計画制度の運用

容積率緩和等，必要に応じた都市計画の決定又は変更

■ その他

公有地及び公共施設の活用促進，低未利用地及び空き店舗の活用促進等

◆ 居住誘導区域

■ 中心市街地におけるまちなか居住推進（住み替え情報の提供等）

■ 市街地再開発事業，優良建築物等整備事業等（集合住宅立地支援等）

■ 公営住宅整備事業（公営住宅の改善，除却，統廃合等）

■ スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅の整備）

■ 都市・地域交通戦略推進事業（公共交通等の整備）

■ 公共交通乗り継ぎ環境の向上（バス待合環境の改善等）

■ 歩行空間や自転車通行空間の確保（バリアフリー化等）

■ 空き家再生等推進事業（不良住宅等の除却等）

■ 都市計画の見直し等

市街地再開発事業のイメージ

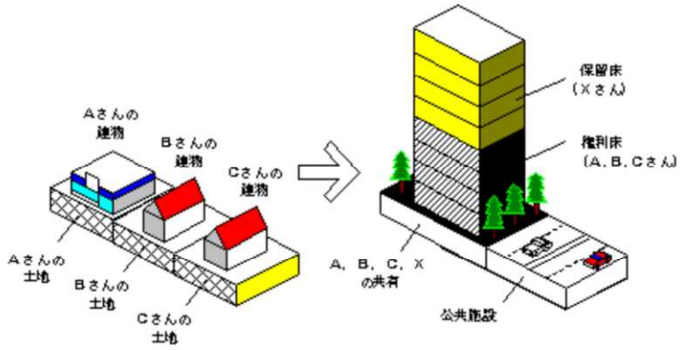

優良建築物等整備のイメージ

届出

◆ 都市機能誘導区域外における届出

次の行為に着手する30日前までに旭川市に届出をする必要がある

① 開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築を目的とするもの

② 建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- 建築物を改築又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物をする場合

◆ 居住誘導区域外における届出

次の行為に着手する30日前までに旭川市に届出をする必要がある

① 開発行為

- ３戸以上の住宅の建築を目的とするもの
- ３戸未満の住宅の建築を目的とするもので，その規模が1,000m2以上のもの

② 建築等行為

- ３戸以上の住宅を新築する場合
- 建築物を改築または建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

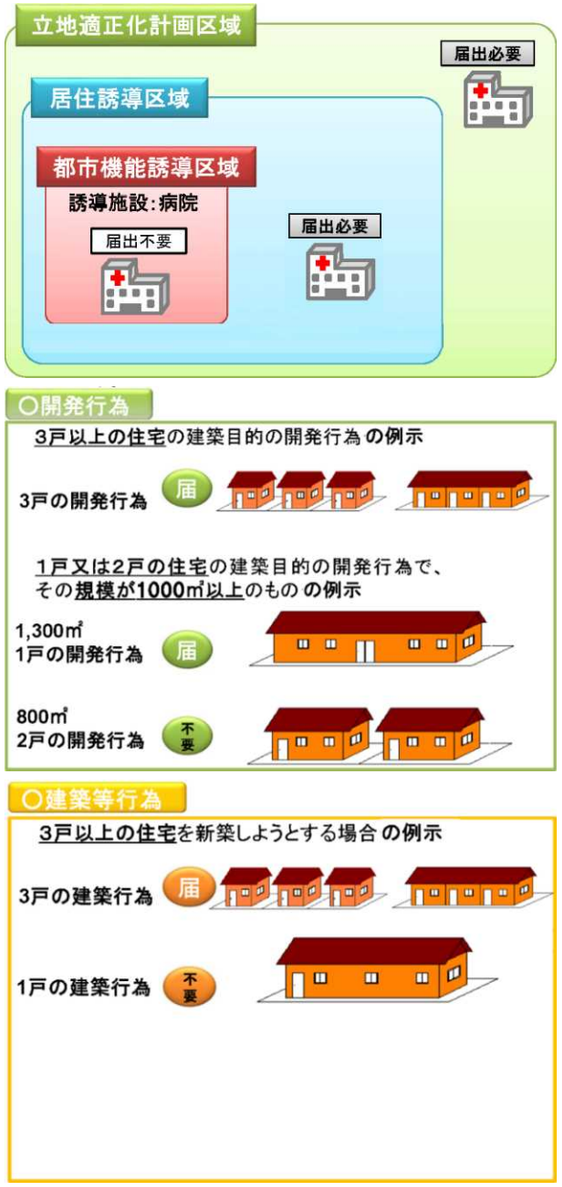

目標

◆ 目指す都市像「誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市」

指標	基準値	目標値（平成 48 年）
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合 （居住誘導区域内への居住誘導が進んでいるかを数値で計ります）	43% （平成 27 年）	55%
居住誘導区域内の基幹公共交通カバー圏率（※1） （公共交通が維持されているかを数値で計ります）	95% （平成 29 年）	95%
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合（※2） （都市基盤や都市機能の整備状況，行政サービス体制など地域の総合的な快適性について市民の意識で計ります）	39% （平成 29 年）	49%

※1＝基幹公共交通カバー圏：バス停の徒歩圏300m及び鉄道駅の徒歩圏800mの範囲
※2＝第８次旭川市総合計画の成果指標から採用した指標

◆ 目指す都市像「北北海道の都市活力を牽引する都市」

指標		基準値	目標値（平成 48 年）
都市機能誘導区域内施設の市全体に対する割合（※3） （主要な都市機能が中心部に維持されているかを数値で計ります）	医療施設 （中核的な病院）	33% （平成 29 年）	33%
	商業施設 （大型複合商業施設）	33% （平成 29 年）	33%

※3＝誘導施設の中でも，特に，日常生活面で重要と考えられる，医療施設である中核的な病院及び商業施設である大型複合商業施設の状況を重要視していきます。

計画の進捗管理

◆ 目標期間　　令和18年度（平成48年度）

◆ 進捗管理

■ 見直し内容

各種施策がどの程度効果を発揮しているかを評価し，必要に応じて誘導区域や誘導施策等を見直す

■ 見直し方法

概ね５年を１サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ，設定指標とその目標値による効果検証を行いながら，施策や事業等を見直す

➡ **計画策定から５年目に当たる今年度（令和５年度），見直し作業を実施**

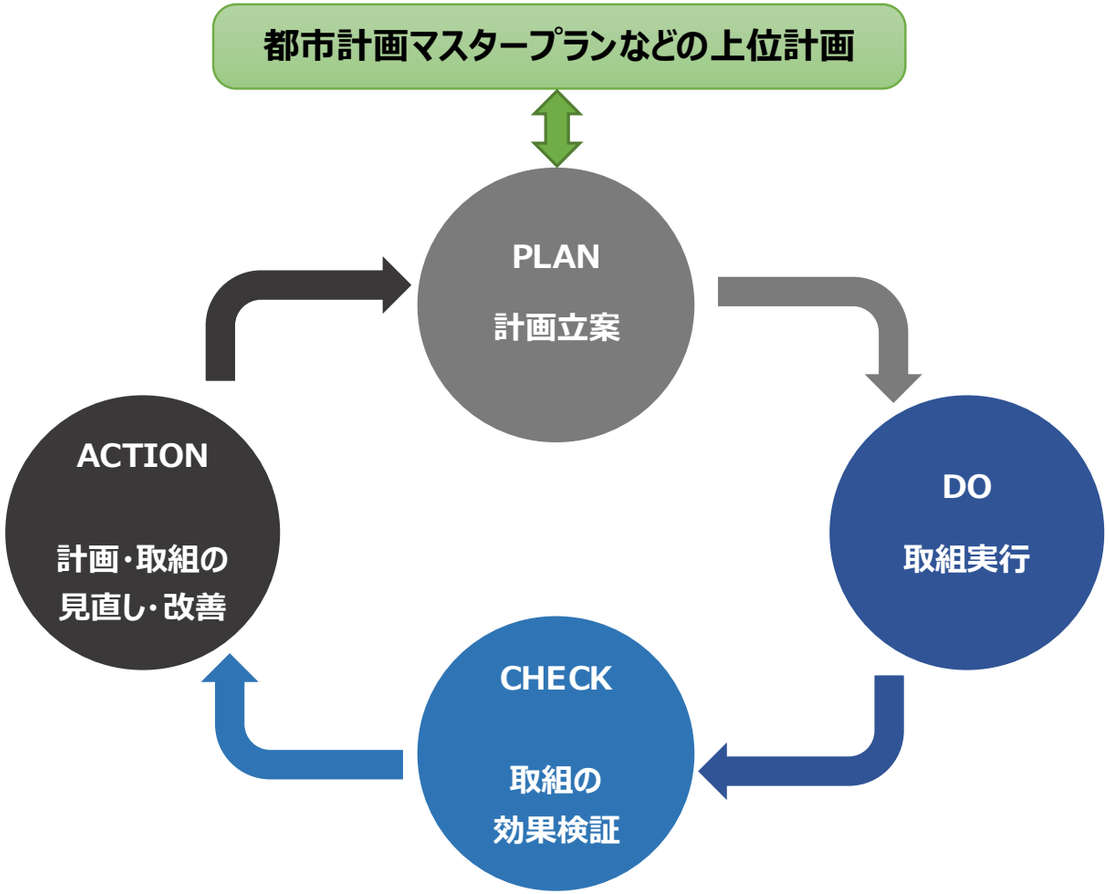

誘導施策・届出と市内情勢

◆ 誘導区域内への誘導施策

■ **中心市街地への都市機能施設立地促進のための優遇税制**

- １・８ツルハビル
- ３・７Bieluビル

■ **優良建築物等整備事業**

- １・７地区マンション※事業中

◆ 誘導区域外行為の届出

■ **都市機能誘導区域外**

- 届出実績無し

➡ 都市機能誘導区域外において，誘導施設（中核的な病院，大型複合商業施設等）が建築されていない

■ **居住誘導区域外**

- 年平均約７件

➡ 居住誘導区域外において，年間約７件の集合住宅（３戸以上の住宅）が新築されている

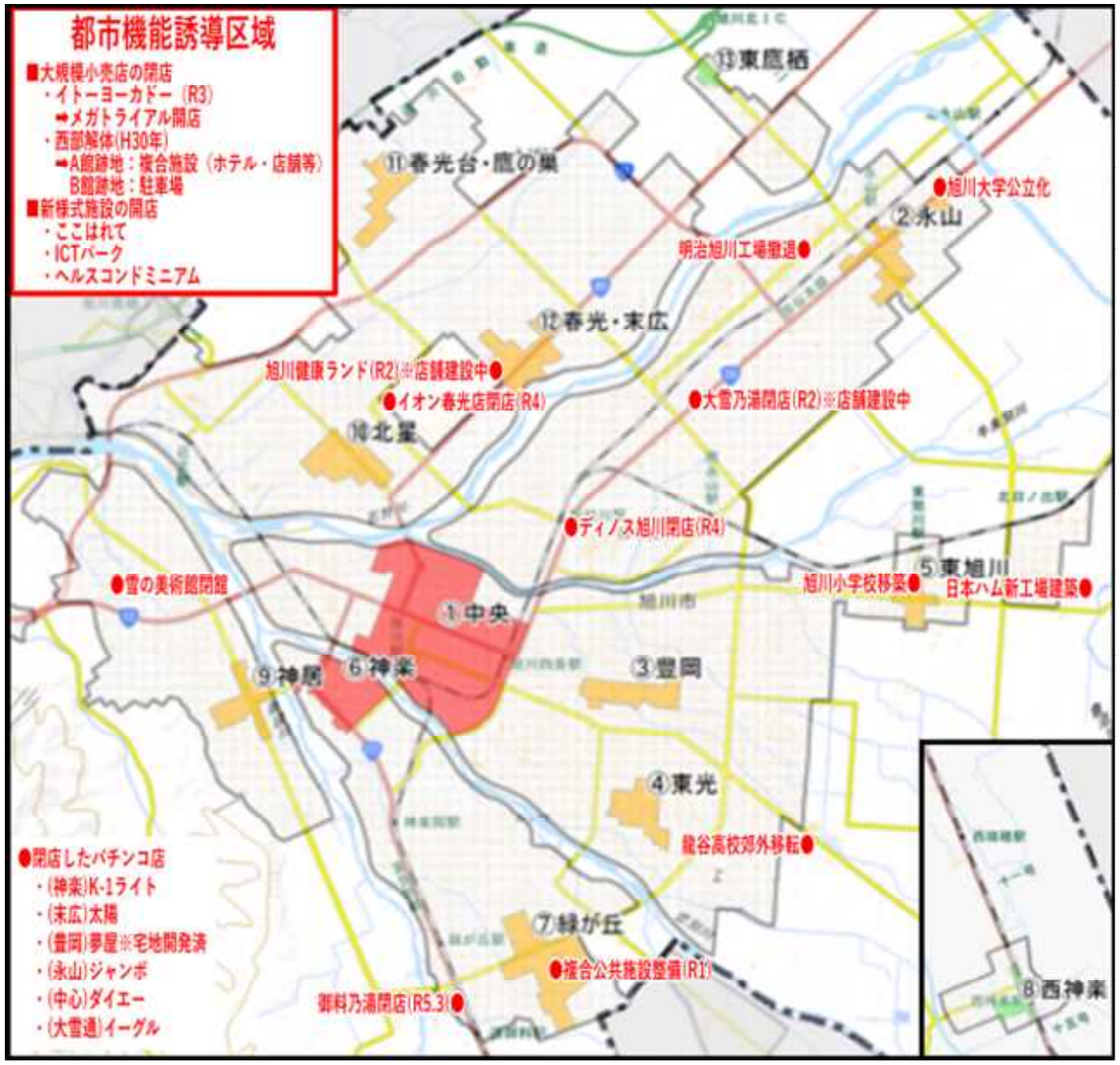

▲　計画策定からこれまでの市内情勢

関係法令等の改定状況

◆ **平成31年3月　旭川市洪水ハザードマップ改定**

■ 改定内容

- 改定前　　計画規模（150年に一度の大雨）を対象にシミュレーションを行って作成
- 改定後　　想定最大規模（1000年に一度の大雨）を対象にシミュレーションを行って作成

■ 旭川市立地適正化計画との関わり

- 居住誘導区域を設定するに当たり，改定前のハザードマップにおいて浸水深5m以上のエリアを除外

➡ **ハザードマップの改定を受け，居住誘導区域の設定に係る考え方を再整理する必要がある（想定降雨・浸水深）**

◆ **令和2年9月　都市再生特別措置法改正**

■ 立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて，都市の防災に関する機能の確保を図るための防災指針を定めることが規定された

■ 防災指針の内容

- 災害リスク分析と課題抽出
  - ①地域の災害リスク分析
  - ②災害リスクの高い地域の抽出
- 課題を踏まえた対応・対策
  - ①居住誘導区域の見直し，
  - ②災害リスクを抱える居住誘導区域の防災・減災対策検討

➡ **今回の見直しに伴い，防災指針を盛り込む必要がある**

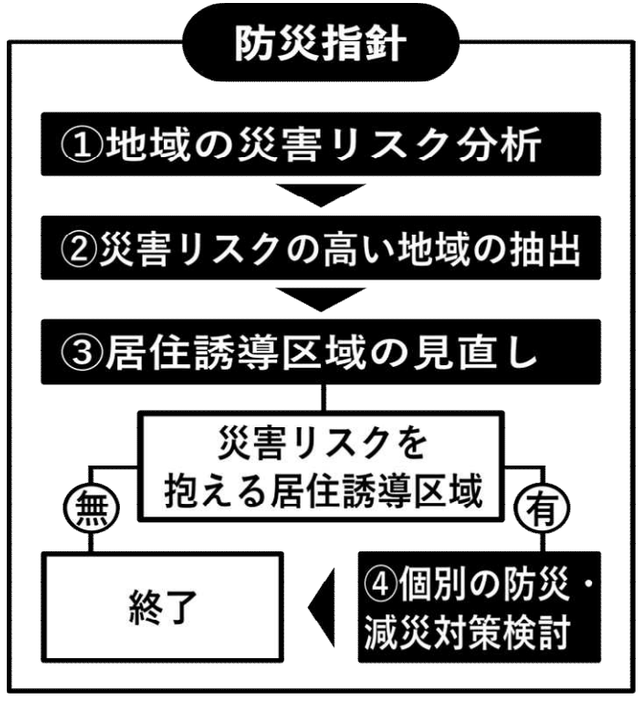

見直し方針

◆ **防災指針以外（作業区分：見直し）**

■ 現状調査分析又は6月中旬から7月下旬まで実施した市民向けアンケート（7月末時点の回答件数：約1,002件）の結果から，立地適正化計画において目指している方向性や施策の妥当性を検証し，必要に応じて見直しを実施する

■ 作業対象と検証材料

- 基本方針　：現状調査分析，アンケート
- 地域核拠点及び各誘導区域　：現状調査分析
- 誘導施設　：現状調査分析，アンケート
- 誘導施策　：現状調査分析，アンケート

◆ **防災指針（作業区分：新規作成）**

■ 方針

立地適正化計画の基本方針となっている「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保（災害による被害が特に大きいと想定される区域について，住民の安全性や快適性を確保するため，長期的な視点に立ち都市の骨格となる居住地に誘導）」を遵守するかたちで作成する

■ 作業の流れ

① 居住誘導区域を設定する際の想定降雨及び浸水深の考え方を整理
② 地域の災害リスク分析，災害リスクの高い地域の抽出
③ ①の考え方を基本として居住誘導区域を見直す
④ 設定した居住誘導区域に災害リスクが残存する場合は防災・減災対策を検討する

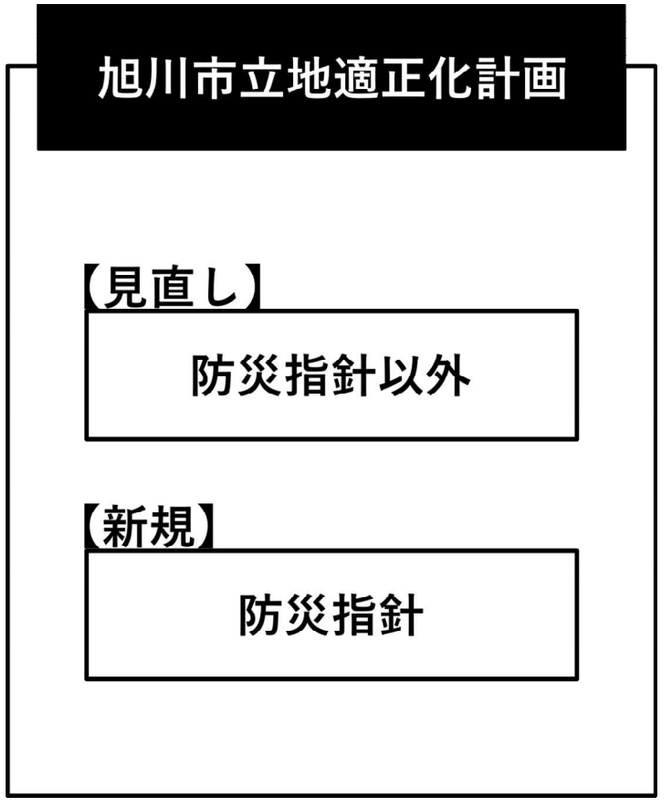

対象とする災害種別とその方針

◆ 対象とする災害種別について

■ 「旭川市地域防災計画（旭川市防災安全部防災課）」を踏まえ，**洪水災害及び土砂災害を対象**とする

◆ 災害種別毎の方針

① 洪水災害

- 旭川市洪水ハザードマップ改定

➡ 先述したとおり，居住誘導区域の設定に係る考え方を再整理する必要がある（想定降雨・浸水深）

② 土砂災害

- 新たな土砂災害特別警戒区域の指定はない
- 現行において，土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域から除外することにしており，当該規定についてはそのままとする

➡ **以降，洪水災害に係る居住誘導区域の設定に係る考え方を整理する**

居住誘導区域を決定する際の洪水災害の規模とその浸水深

◆ 想定降雨

- ■ 現行　　計画規模（150年に１度の大雨）
- ■ 見直し（案）
  - ● 見直し　　最大想定規模（1000年に１度の大雨）
  - ● 理由
    - ① 長期的な視点で住民の安全性や快適性を確保する必要がため，想定しうる最大のケースを想定すべきであること
    - ② 1000年に1度の大雨事例が実際にあること
    - ③ 旭川市洪水ハザードマップと整合が図られるため，わかりやすいこと

◆ 浸水深

- ■ 現行　　浸水深５ｍ以上を居住誘導区域から除外
- ■ 見直し（案）
  - ● 見直し　　浸水深３ｍ以上を居住誘導区域から除外
  - ● 理由
    - ① 浸水深3～５ｍ未満の場合，自宅の屋根等に避難することで人的被害リスクを回避することが可能ではあるが，その実行性が極めて低いこと
    - ② 浸水深３ｍ未満の場合は，自宅の２階に避難することで人的被害リスクを回避でき，その実効性も高いこと

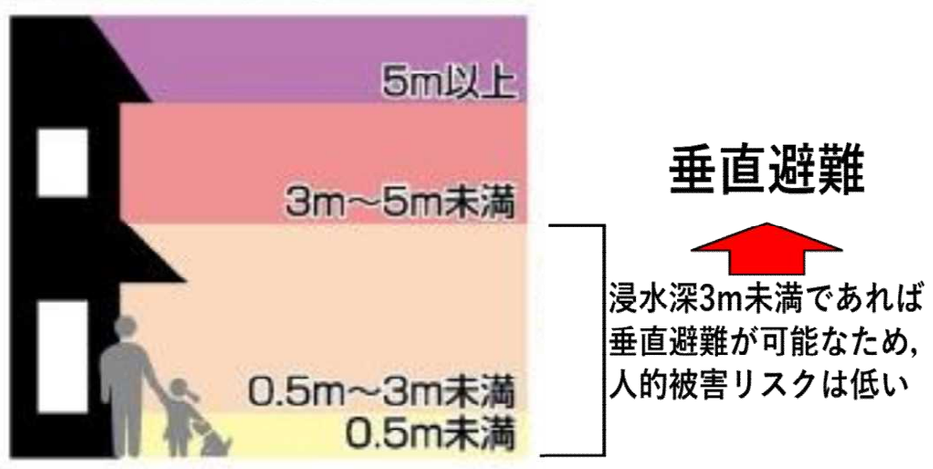

居住誘導区域を決定する際の考え方を一律に適用した場合の課題

◆ 想定最大規模降雨で浸水深３ｍ以上を居住誘導区域から一律除外した場合，次のような課題が発生する

- ■ 高次都市機能を中心に必要な都市機能の維持・集積を誘導している，都市機能誘導区域の一部を除外することになること
- ■ 生活利便施設が集積している地域核拠点（神楽，春光・末広）の一部を除外することになること

➡ 浸水深3m以上を一律除外するのではなく，被害リスク評価基準を定め，被害リスクが低いエリアと判定される場合は除外しないものとし，防災指針において，防災・減災対策を定めることで，その被害リスクを解消する

居住誘導区域を決定するための被害リスク評価基準

1. **浸水深3m未満のエリア**
   - ① **垂直避難が可能であり人的被害リスクが低いため，居住誘導区域から一律除外しない**
2. **浸水深3m~５ｍ未満のエリア**
   - ① **３階以上（高さ５ｍ以上）の避難所から徒歩圏内（800ｍの範囲内）は，居住誘導区域から除外しない**
     - 避難所に避難することができ人的被害リスクが低いため
   - ② **街区単位に満たない狭小な範囲については，居住誘導区域から除外しない**
     - 街区（街路に囲まれた一区画）単位に満たないごく小さな範囲については，周辺と同様の対応をとる範囲として取り扱う

     ※ 土地利用上，交通広場，緑地等の都市施設に指定されており，居住できない範囲についても除外しない
3. **浸水深５ｍ以上のエリア**
   - ① **特に被害が大きいと想定される浸水深５ｍ以上は居住誘導区域から一律除外する**
     - 仮に自宅の屋根上に避難したとしても，人的被害リスクが極めて高いため

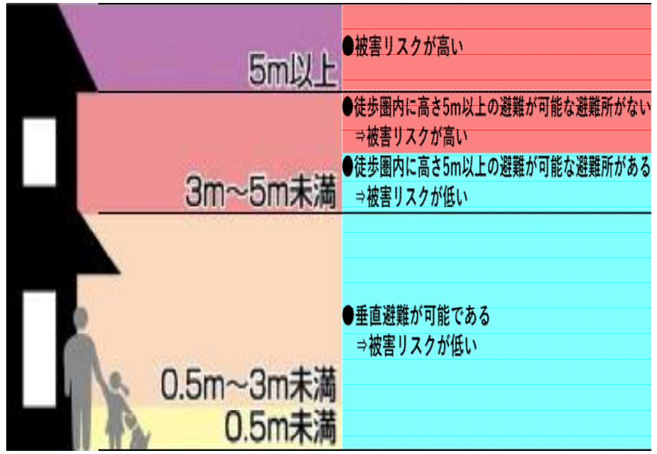

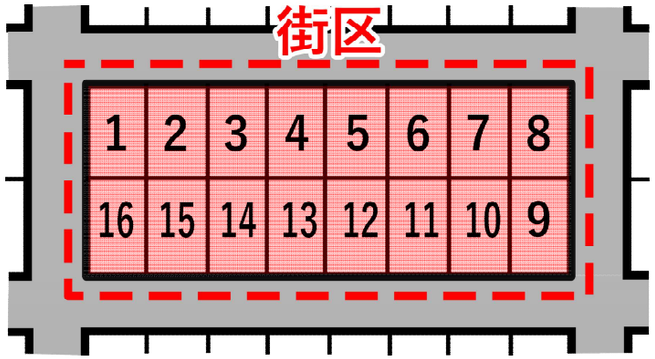

被害リスク評価基準を適用した場合の居住誘導区域

◆ 被害リスク評価基準をもとに居住誘導区域を定めた場合，右図のとおりであり，その評価については次のとおりである

- ■ 高次都市機能を中心に必要な都市機能の維持・集積を誘導する都市機能誘導区域については，除外される部分がなく現行のままであること
- ■ 生活利便施設が集積している地域核拠点については，除外されることがなく現行のままであること

➡ 被害リスク評価基準をもとに居住誘導区域を定めるものとし，防災指針において，防災・減災対策を定めることで，その被害リスクを解消する

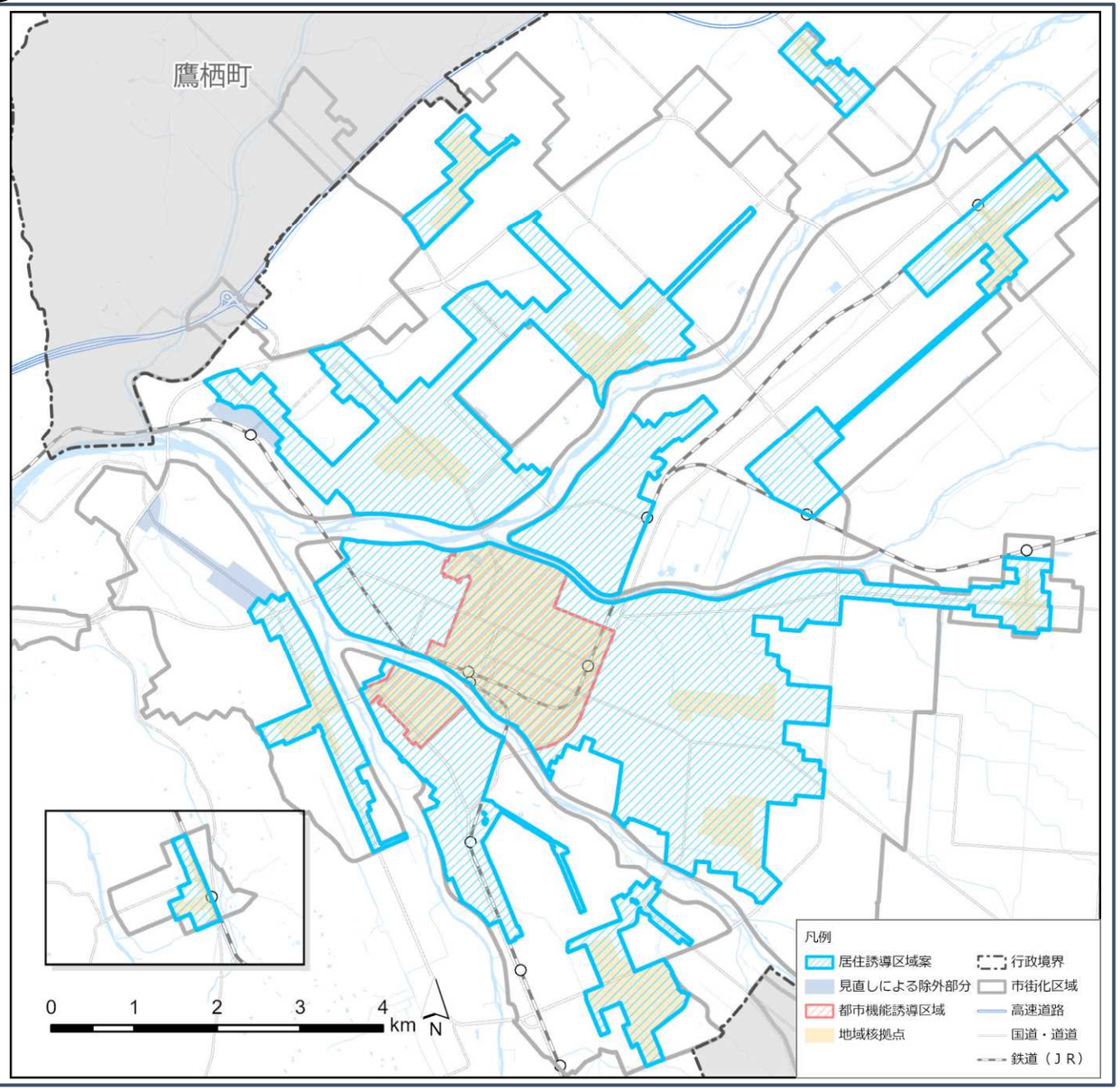

居住誘導区域の防災・減災対策（例）

◆ 全市的な防災・減災対策(水害)

■ ハード対策

- 河道掘削，河床低下対策，堰改築，浸食対策等（国・道）
- 護岸破損個所の修繕，内水排除施設・内水監視施設及び雨水管の整備・改修等（市）

■ ソフト対策

- 避難のためのハザード情報整備
- 高齢者等避難の実行性の確保

◆ 災害リスクを抱える浸水深3m~５m未満の居住誘導区域の防災・減災対策(水害)

■ 高齢者等避難（要配慮者避難情報）が発令された場合

- 高齢者等は，危険な場所から３階（高さ５ｍ）以上の避難所に避難

■ 避難指示が発令された場合

- 住民は，危険な場所から３階（高さ５ｍ）以上の避難所に避難

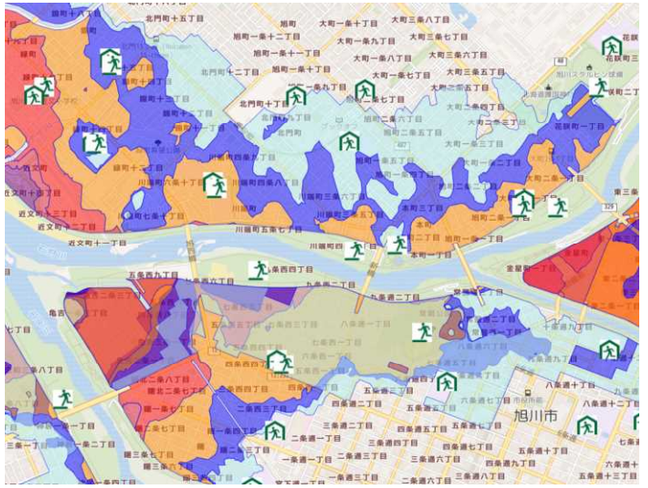

今後のスケジュールと審議内容

◆ **令和５年10月　第２回旭川市都市計画審議会**

①　防災指針以外

- アンケート及び現状調査分析の結果を踏まえた見直しについて

②　防災指針

- 居住誘導区域の防災・減災対策について

◆ **令和５年11月　第３回旭川市都市計画審議会**

■ **旭川市立地適正化計画（改訂素案）について**

➡ 意見提出手続き（パブリックコメント）の実施

◆ **令和６年２月　第４回旭川市都市計画審議会**

■ **旭川市立地適正化計画（改定案）について**

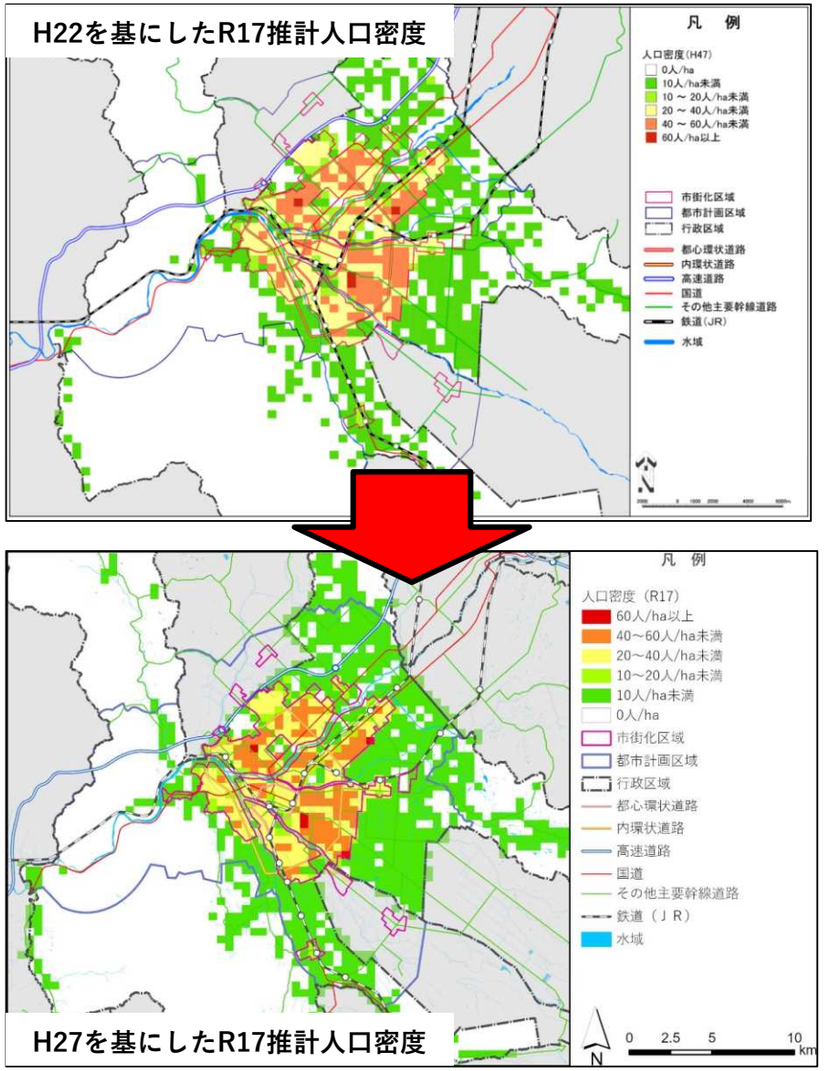

▲　現状調査分析の一例

まちづくりに関する市民アンケートの結果

1. アンケートの概要
2. アンケート結果を受けて

令和5年8月都市計画審議会　資料

1. アンケートの概要

（1）アンケートの目的
　まちづくりに対する市民の意見を聴取し，
　立地適正化計画及び今後のまちづくりの参考資料とする。
（2）アンケートの対象
　旭川市にお住まいの市民全て
（3）アンケートの回答方法
　WEB専用フォーム及びアンケート用紙による回答
（4）周知
　旭川市広報紙・ホームページ・SNS・町内会回覧・チラシ
 による周知のほか，大学や専門学校に依頼し学生へ周知
（5）アンケートの期間
 令和5年6月9日～令和5年7月20日
（6）回答数
 1002件

①回答者のプロフィール

・性別は同程度の割合，年齢層をみると学生周知の効果による若年層意見が多くなりました。
・働いている方が約5割，無職の方（専業主婦，学生等）が約4割となりました。
・単身世帯，夫婦世帯のほか，親と子の世帯からの回答が多くなっていました。
・アンケートの回答は比較的東地域（東光等），北地域（春光等）の方からの回答が多くなっていました。
・自家用車は約8割程度の方が所有しております。

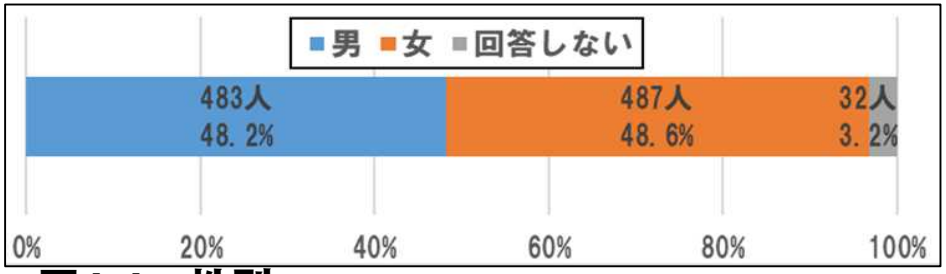

図1-1　性別

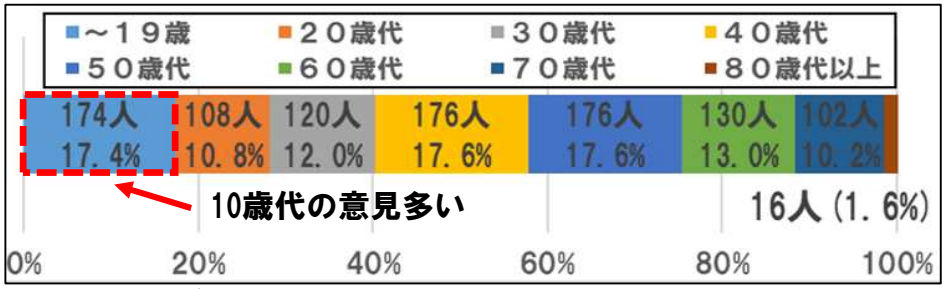

図1-2　年齢

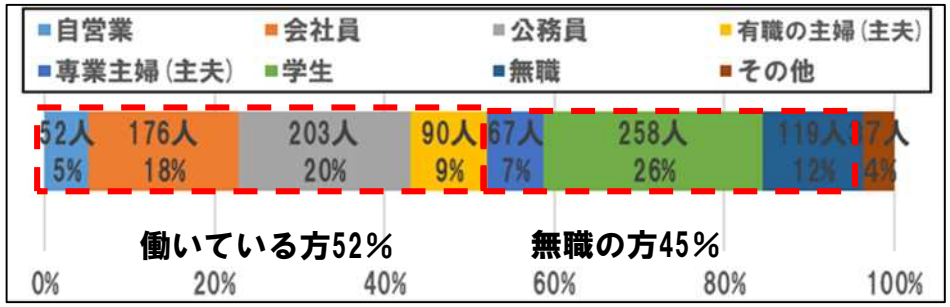

図1-3　職業

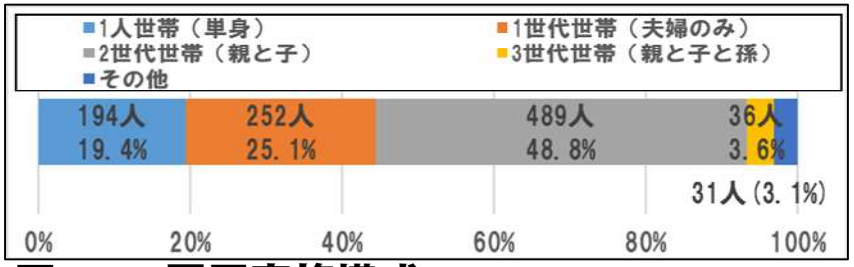

図1-4　同居家族構成

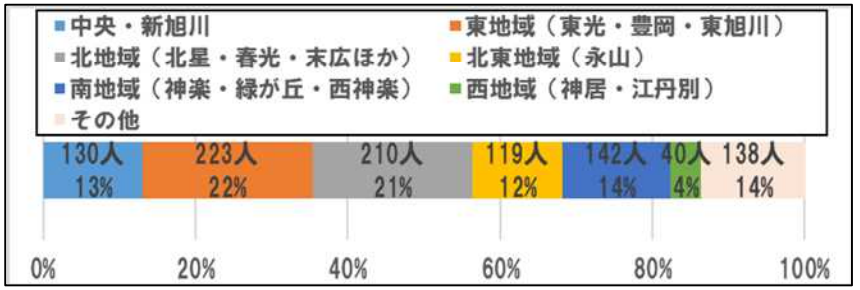

図1-5　居住地域

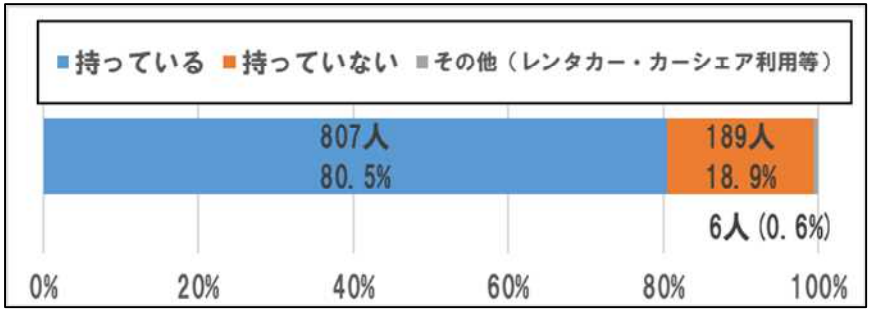

図1-6　自家用車の有無

①回答者のプロフィール

・全体の回答をみると，半数以上の回答者が現在のお住まいに10年以上住んでいる方でした。
・年代別の回答をみると，20歳代，30歳代の約63%は6年以内に転居しており，
居住地を変更する機会が多い状況にあります。

問：現在お住まいのところに何年住んでいますか

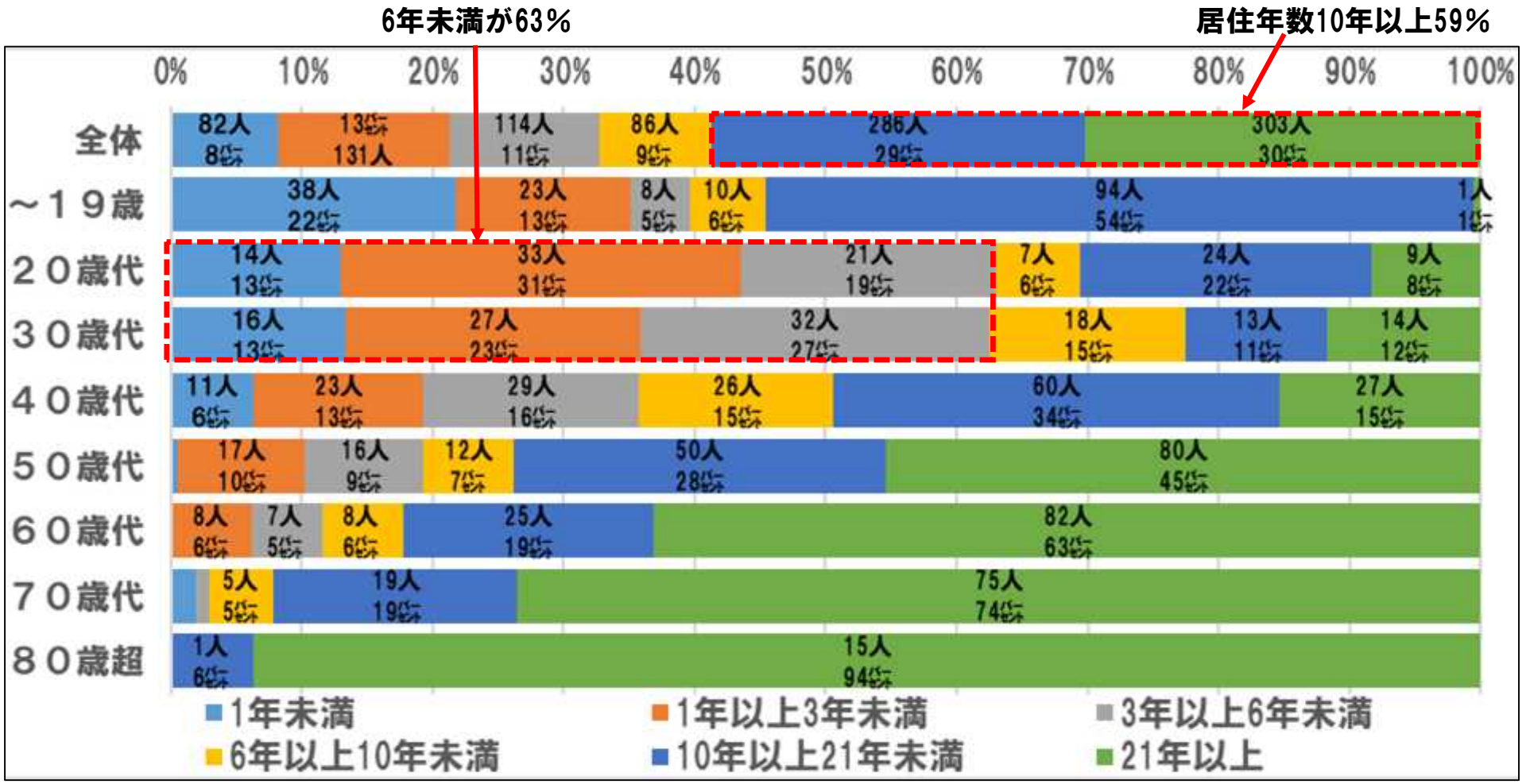

図1-7　居住年数（全体・年齢別）

②回答者の生活環境

・日常生活に必要なお店が一般的な徒歩圏（800m）にある方は約7割となっています。
・バス停の徒歩圏(300m)に住んでいる方は66%，一般的な徒歩圏を含めると96%と高い水準にあり，ほぼ全ての方がバスの利用が可能な環境といえます。

問：食料や日用品を購入することが出来るお店（スーパー，ドラッグストアなど）は歩いて何分かかりますか。
問：最寄りのバス停まで歩いて何分かかりますか
問：最寄りのバス停には何分おきにバスが来ていますか。

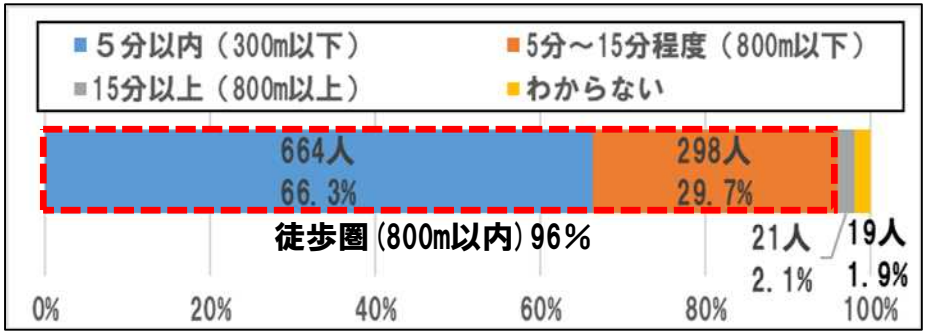

図2-2　最寄りのバス停までの距離

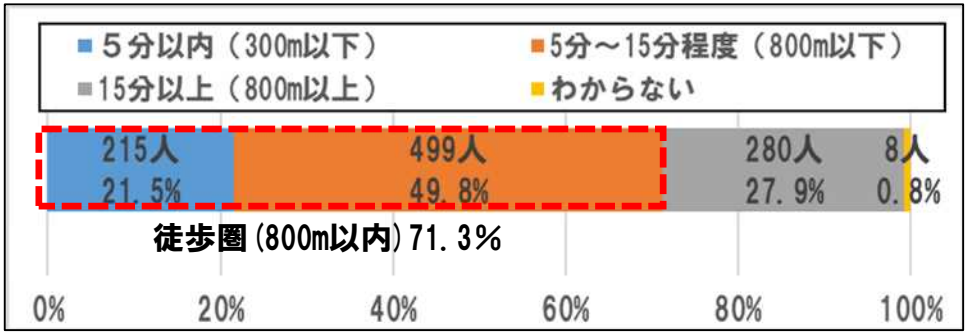

図2-1　食料・日用品店までの距離

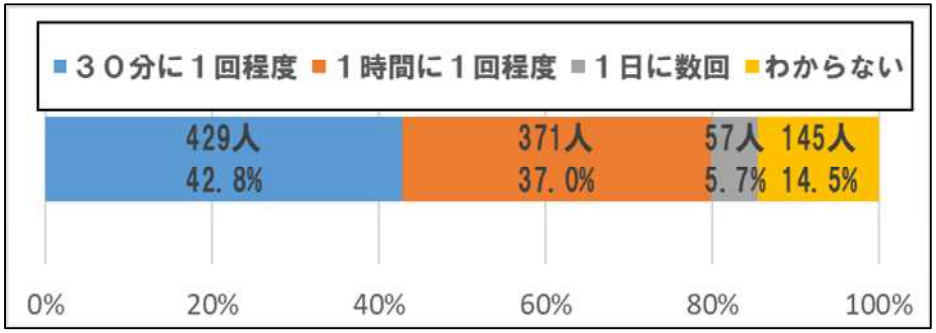

図2-3　最寄りのバス停のバス往来頻度

［徒歩圏］※立地適正化計画P55より
本計画における地域核拠点や居住誘導区域の範囲設定に当たっては「徒歩圏」という考え方を一定の基準としており，その目安として「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）においても示されている，次の数値を原則として採用する。
【一般的な徒歩圏：800mの範囲 / 高齢者の徒歩圏：500mの範囲 / バス停の徒歩圏：300mの範囲】

③回答者が現居住地を選択した理由

・職場や学校等の近さ，買い物や通院，住環境の良さを魅力に感じ，居住地を選択する割合が高い。
・公共交通の利便性や災害リスクを考慮して居住地を選択する人の割合は低い。

表-1　現在の居住地を選んだ理由（全年齢）

質問	選択肢		回答数	割合	
現在お住まいの地域を選んだ理由を教えてください。（複数回答可）	1	生まれた時から住んでいる・家族が住んでいる	248人	24.8%	
	2	家族が近所に住んでいる	145人	14.5%	
	3	自分・家族の職場や学校が近い	249人	24.9%	←優先順位が高い
	4	普段の生活（買い物・通院など）が便利	221人	22.1%	
	5	公共交通（バス・JR等）が利用しやすい	156人	15.6%	←優先順位が低い
	6	災害の危険性が低い	115人	11.5%	
	7	住環境が良い（自然豊か・閑静な住宅街・公園が身近など）	225人	22.5%	←優先順位が高い
	8	土地の価格・家賃が安かったから	135人	13.5%	
	9	子どもの学校（小・中学校）が近い	140人	14.0%	
	10	都心（まちなか）に住みたかった。	30人	3.0%	
	11	わからない	56人	5.6%	
	12	その他	82人	8.2%	

④回答者の居住意向

・市内に住み続けたいと考える方は全体で7割を超えている。特に中年層以上の割合が高い。
・若年層の市外転居意向および将来の居住地が未定の割合が高い。

表-2　居住意向

質問	選択肢		回答数	割合
今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。	1	ずっと住み続けたい	203人	20.3%
	2	可能な限り住み続けたい	474人	47.3%
	3	市内の他の地域に移りたい	72人	7.2%
	4	他の市町村に移りたい	98人	9.8%
	5	わからない	155人	15.5%

市内の居住意向74. 8%

若年層の市外居住・未定割合が高い

中年層以上の居住意向が高い

図4（年代別）居住意向

⑤現在のお住まいに住み続けたいと考える理由

・居住地の選択時に重視されていなかった，公共交通の利便性や災害リスクの割合が高い。
・生活利便性や居住環境の高い地域は居住継続意向が高くなる⇒人口密度の維持に繋がる。

表-2　居住意向

質問	選択肢		回答数	割合
今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。	1	ずっと住み続けたい	203人	20.3%
	2	可能な限り住み続けたい	474人	47.3%
	3	市内の他の地域に移りたい	72人	7.2%
	4	他の市町村に移りたい	98人	9.8%
	5	わからない	155人	15.5%

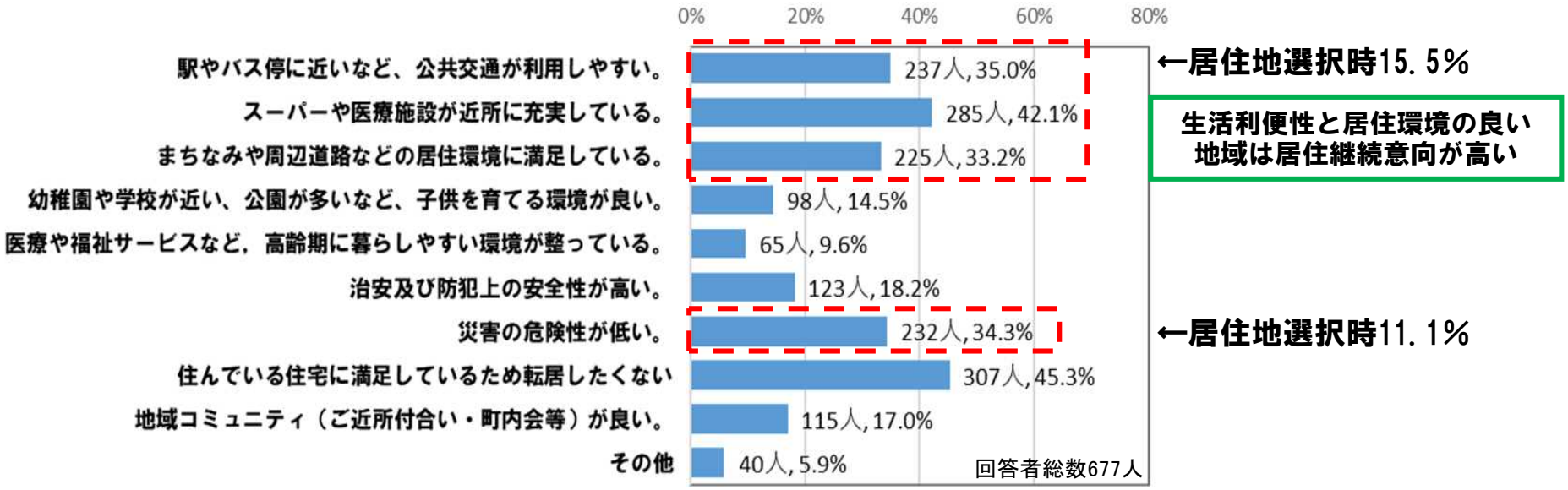

図5　住み続けたいと考える理由

⑥現在のお住まいから転居したいと考える理由

・公共交通の利便性の低さが最も多い転居したい理由となった。
・災害リスクを踏まえて転居したいと考える人は少ない。

表-2　居住意向

質問	選択肢		回答数	割合
今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。	1	ずっと住み続けたい	203人	20.3%
	2	可能な限り住み続けたい	474人	47.3%
	3	市内の他の地域に移りたい	72人	7.2%
	4	他の市町村に移りたい	98人	9.8%
	5	わからない	155人	15.5%

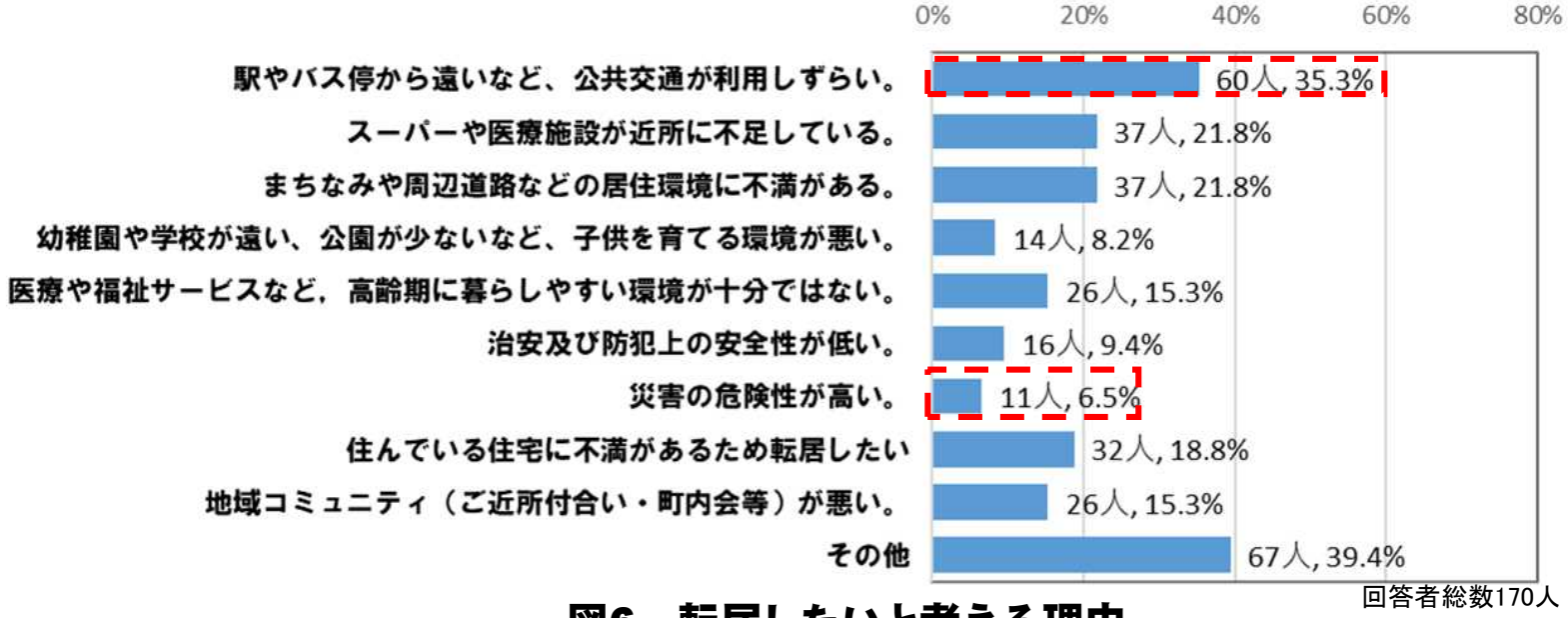

回答者総数170人

図6　転居したいと考える理由

⑦生活に必要な交通手段について

・季節に応じ必要な交通手段が変わる。（自転車43.2%→1.5%，バス41.3%→47.0%など）
・将来の生活においては公共交通を必要とする割合が非常に高い。（バス90.6%，JR71.1%など）

問：現在の日常生活において，雪のない，春から秋の間必要な移動手段は何ですか
問：現在の日常生活において，雪が積もっている，冬の間必要な移動手段は何ですか
問：将来（10年後，20年後）の日常生活を考えた時に，次の移動手段がどの程度必要なものになると思いますか

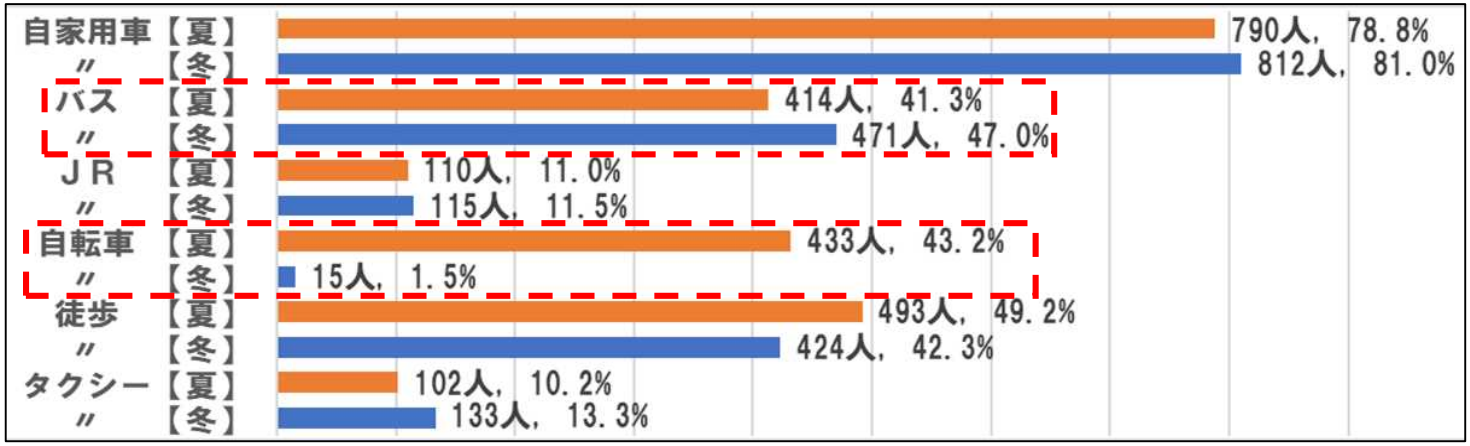

図7-1　現在の生活で必要としている交通手段

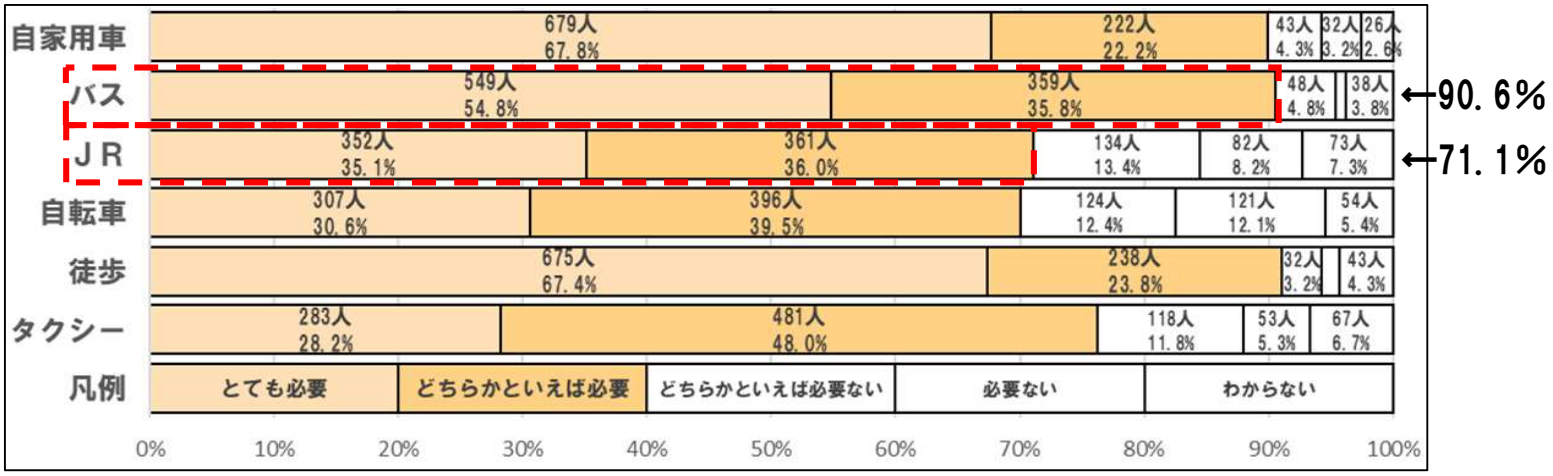

図7-2　将来（10年後,20年後）の生活で必要としている交通手段

⑧生活に必要な施設について（まちなか・中心市街地）

・大規模商業施設や文化施設の割合が高い。
・子育て施設や高齢者福祉施設，クリニックなどの利用者の年代が偏る施設の割合が低い。

問：今後の生活において，旭川市の中心部（まちなか・旭川駅周辺など）にありつづけてほしい・新しく出来てほしい施設は何ですか

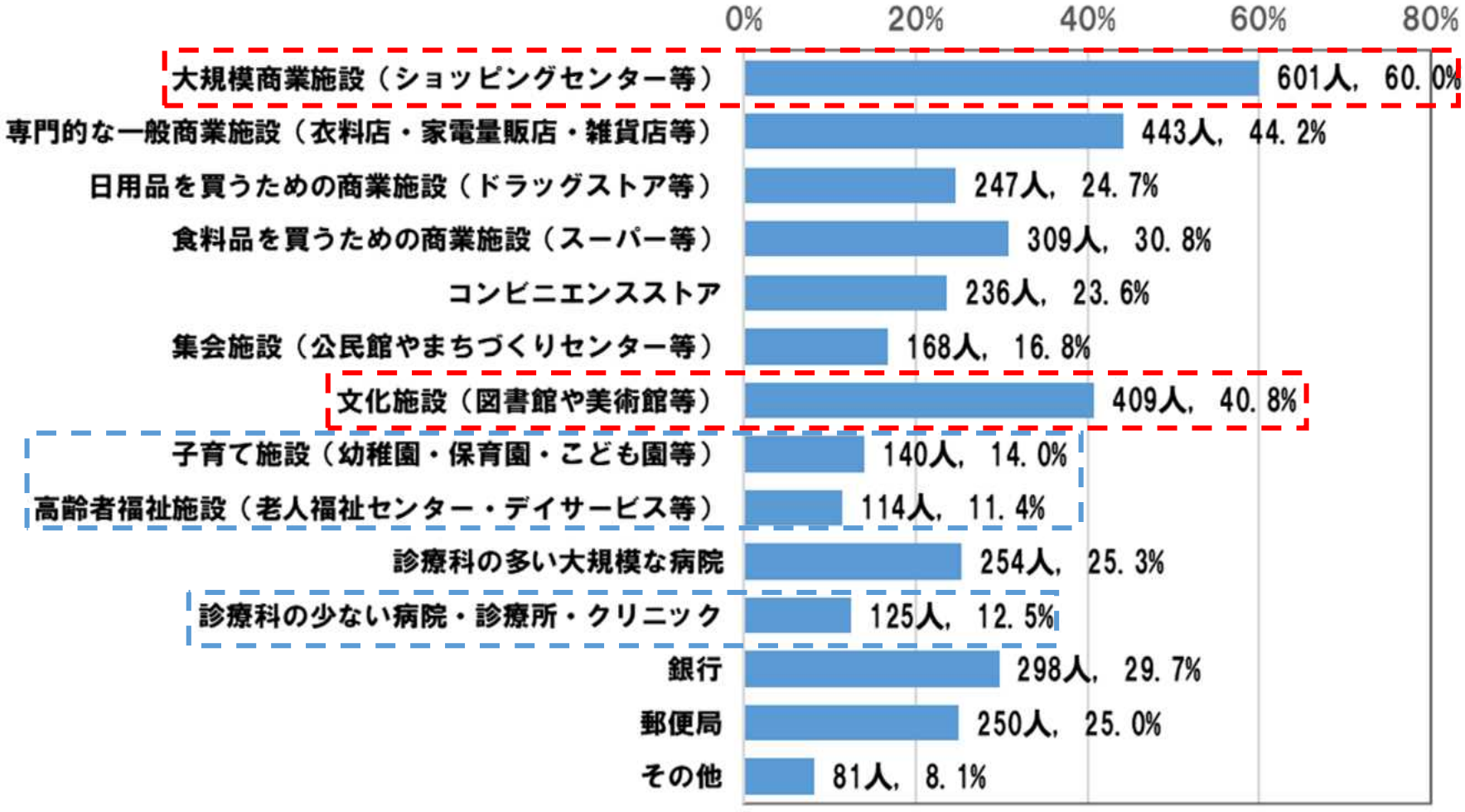

図8　旭川市の中心部に維持・誘導すべき施設

⑨生活に必要な施設について（自宅の近く）

・利用頻度の多い商業施設や銀行，郵便局等の割合が高い

問：今後の生活において，家の近くにありつづけてほしい・新しく出来てほしい施設は何ですか

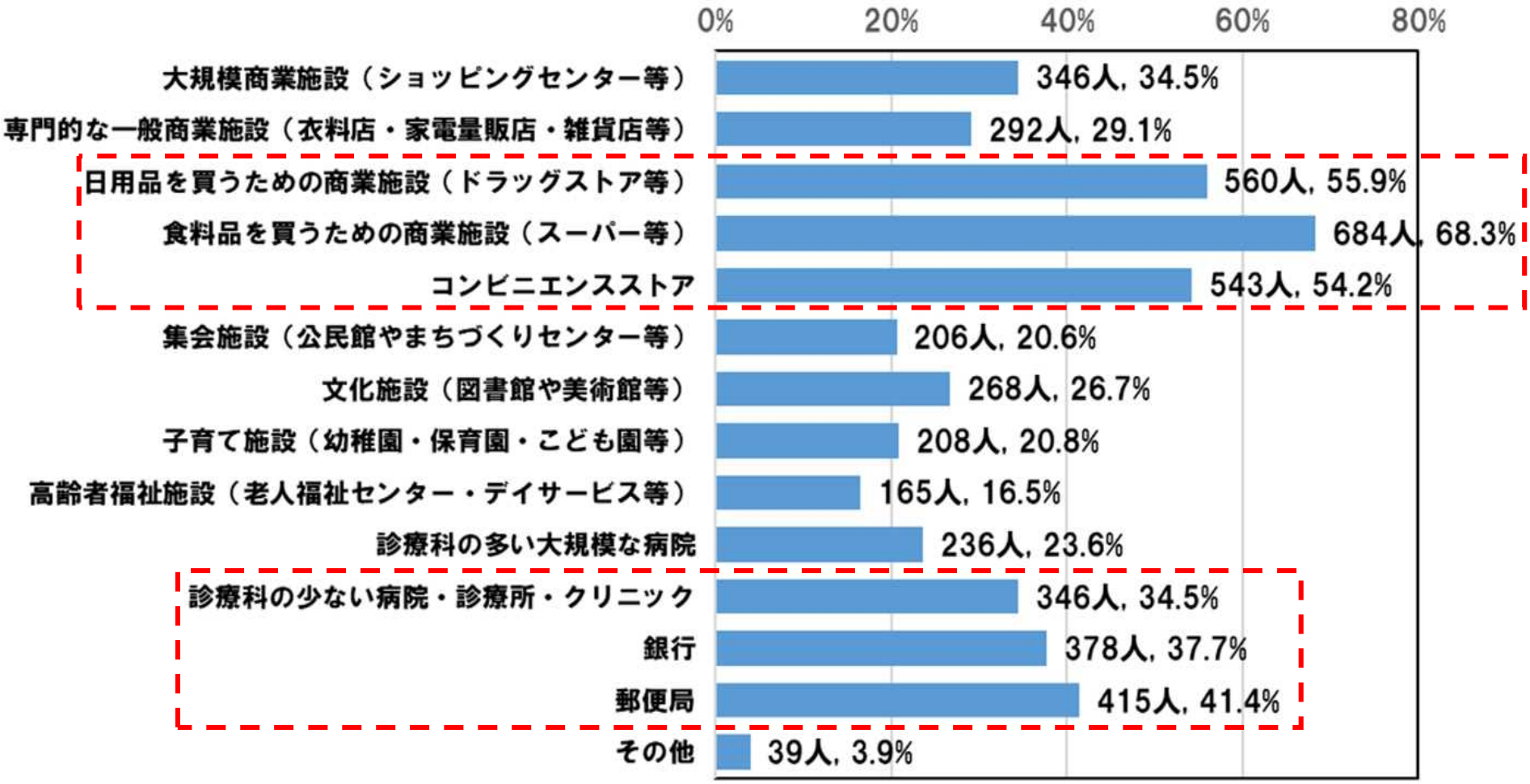

図9　自宅の近くに維持・誘導すべき施設

⑩立地適正化計画の認知度について

・立地適正化計画の認知度は低い（特に若年層）ことから，認知度向上が課題となる。

問：本アンケート回答以前から「旭川市立地適正化計画」をご存じでしたか

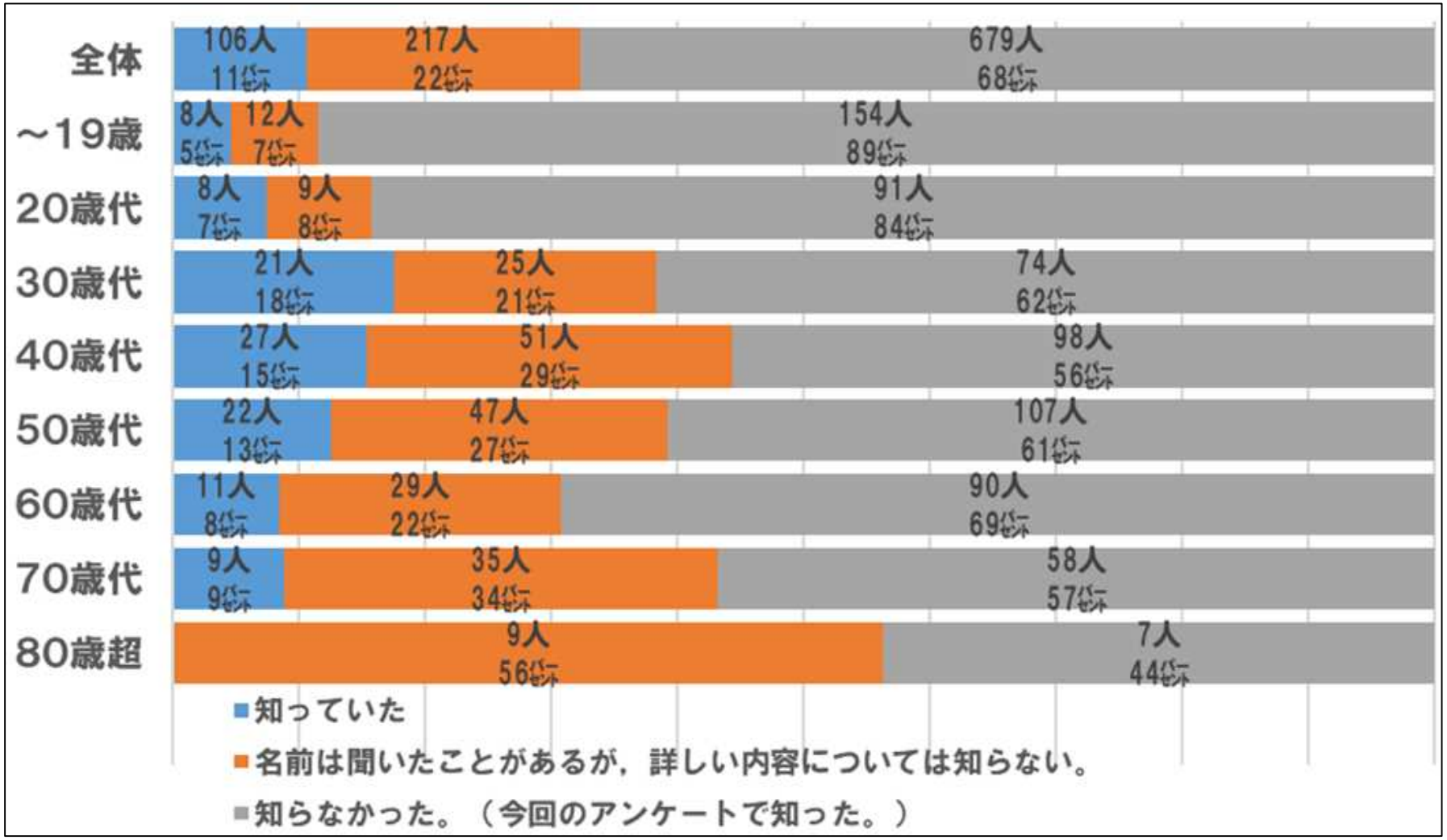

図10　立地適正化計画の認知度

2．アンケート結果を受けて

アンケートによって得られた情報（まとめ）

①20歳代・30歳代の約6割が6年以内に転居している。（居住地の流動性高い）
②バス停が徒歩圏（800m以内）にある方は96%であり，バスの利用が可能な環境といえる。
③居住地を選択する際，公共交通の利便性や災害リスクはあまり考慮されていない
　→一方で，住み続けたいと考える理由では，公共交通の利便性や災害リスクの低さが重視されている
④若年層の市外転居意向・将来の居住地未定の割合が高い
⑤生活利便性や居住環境の高い地域は居住継続意向が高くなる。
⑥最も多い転居したい理由は公共交通の利便性の低さとなった。
⑦将来の生活においては公共交通を必要とする割合が非常に高い。
⑧大規模商業施設や文化施設はまちなかへ維持・誘導が求められている
⑨利用頻度の多い商業施設や銀行，郵便局等は自宅付近へ維持・誘導が求められている。
⑩立地適正化計画の認知度向上が課題

アンケート結果を踏まえ，次の検討を行う
（1）立地適正化に向けた基本方針の見直しが必要か
（2）誘導施設の見直しが必要か
（3）効果的な居住誘導施策に向けて

2. アンケート結果を受けて

(1) 立地適正化に向けた基本方針の見直しが必要か

【立地適正化に向けた基本方針】

- ■身近な生活圏における暮らしやすい拠点の確保
- ■高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成
- ■利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成
- ■安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保
- ■拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

【アンケート結果より】

- ⑨利用頻度の多い商業施設や銀行，郵便局等は自宅付近へ維持・誘導
- ⑧大規模商業施設や文化施設はまちなかへ維持・誘導
- ⑤生活利便性や居住環境の良好な地域は居住継続意向が高い。
- ⑥最も多い転居理由は公共交通の利便性の低さ。
- ⑦将来の生活において公共交通を必要とする割合が非常に高い。

◎『立地適正化に向けた基本方針』と，
『地域住民のかたが今後も住み続けたいまち』の考えは一致している。

→アンケート結果からは，基本方針の見直しの必要性は低い。

2. アンケート結果を受けて

（2）誘導施設の見直しが必要か

【誘導施設】

■市役所

■大型複合商業施設

■コンベンション施設・大規模ホール施設
※多くの集客交流が見込まれる施設

■多世代交流型複合施設
※子育て支援機能や介護福祉機能・医療機能，
多世代交流可能なコミュニティスペースを有する施設

■中核的な病院

【⑧生活に必要な施設（まちなか・中心市街地）】

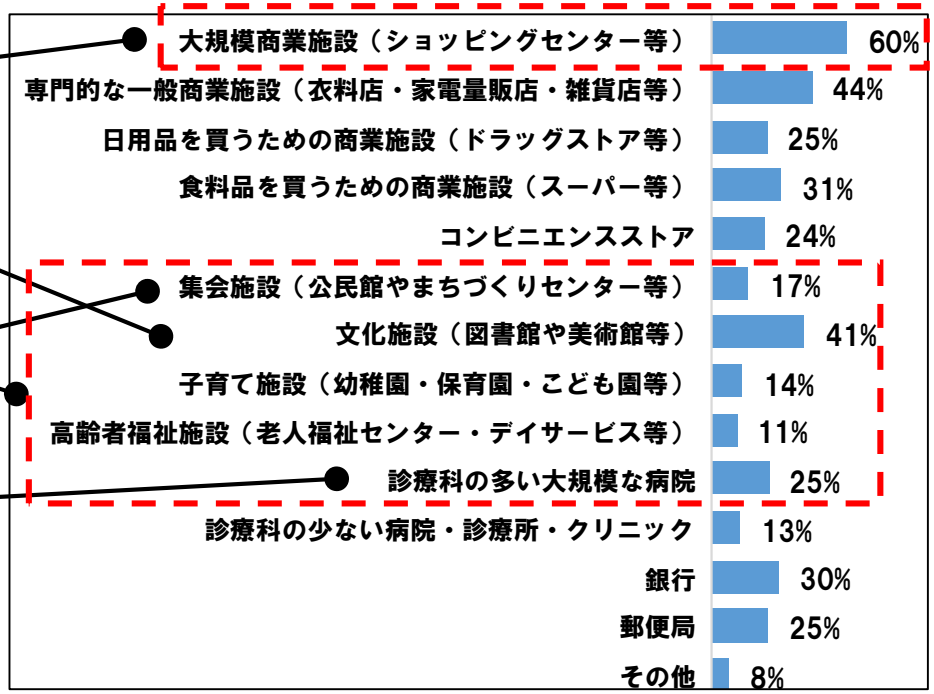

◎『誘導施設』と，
『地域住民のかたが中心市街地に求める施設』は概ね一致している。

→アンケート結果からは，誘導施設の見直しの必要性は低い。

2. アンケート結果を受けて

（3）効果的な居住誘導施策に向けて

◎住み替えを考える方々へ，居住誘導区域が有する『生活利便性の高さ』及び『公共交通の利用環境の良さ』を情報提供する。
この取り組みが【居住誘導・住民満足度向上・公共交通利用増】へ繋がる。

【例】公共交通に関するアンケート結果
③現在の居住地を選択した理由（15%）
⑤今後も住み続けたい理由（35%）
⑥転居したい理由（35%）

居住後に公共交通の利便性が重要と認識

検討に加えてほしい情報